

(仮称) 子ども第三の居場所条例の制定について

西の里地区に新たに整備する(仮称)子ども第三の居場所条例制定に向けたパブリックコメントを募集します。

- 目的 (1) 生活指導、学習支援、及び食育支援等を通して、自己肯定感や将来へのビジョンを見据えることができるよう支援することを目的とします
(2) 放課後等の居場所が少ない地域の児童等に健全な遊びの場を与え、健康を増進するとともに、豊かな情操の育成を図ることを目的とします
- 名称 (仮称) 子ども第三の居場所
- 位置 北広島市西の里北1丁目2番地3(整備するのは旧北洋銀行西の里支店のATMを除く部分であり、ATM部分はそのままご利用いただけます)
- 開館時間 ・月曜日～土曜日 9:30～18:30
- 休館日 ・日曜日及び祝日
・12月29日から翌年1月3日まで
・その他市長が特に必要と認める日
- 利用者の範囲 (1) 目的(1)を果たすため、市内に居住する小学生等で市長が利用することを認めた者
(2) 目的(2)を果たすため、18歳未満の者(未就学児は保護者同伴)、子育てサークル活動や相談巡回業務の利用を可とします
- 利用料 原則無料とし、必要に応じて実費相当額を負担
- 今後のスケジュール
令和4年10月15日～11月14日 パブリックコメントの実施(市広報、市ホームページで周知)
令和4年12月 令和4年第4回北広島市議会定例会に条例案を提案
令和5年8月 条例施行予定(施設オープン予定)